

第2節 避難施設等

■第10条（適用の範囲）関係

（適用の範囲）

第10条 この節の規定は、次に掲げる建築物の当該用途に供する部分及びこれらの建築物の敷地に適用する。

- (1) 学校、博物館、美術館、図書館又は病院の用途に供する建築物
- (2) 診療所、児童福祉施設等、公会堂又は集会場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの
- (3) 物品販売業を営む店舗、マーケット、飲食店、劇場、映画館、演芸場、観覧場、遊技場又は公衆浴場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上のもの
- (4) 体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、展示場、ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
- (5) 前各号に掲げる異なる2以上の用途に供する建築物（異なる用途に供する部分が明確に区画され、出入口等の主要な部分を共用しないものを除く。）で、それらの用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの

【趣旨】

本条は、本節の対象となる建築物の用途と規模について定めたものである。

【解説】

1. 「床面積の合計」について

「床面積の合計」は、棟ごとに算定しますが、用途上不可分の関係にある建築物は、それらの合計により床面積の規模を判断します。

2. 「異なる2以上の用途に供する建築物」について（第5号）

1号から4号に規定するもののほか、これらの用途に供する部分を有する複合用途建築物にあっては、その床面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物が対象となります。ただし、異なる用途が明確に区画され、出入口等の主要な部分を共有しない場合は、別の棟として取り扱います。

- (1) 3号用途が400㎡、4号用途が700㎡の場合
合計が1,000㎡以上のため、5号に該当します。

3号用途 [用途の合計：400㎡]	4号用途 [用途の合計：700㎡]
----------------------	----------------------

- (2) 2号用途が900㎡、3号用途が400㎡の場合
合計が1,000㎡以上のため、5号に該当します。

2号用途 [用途の合計：900㎡]	3号用途 [用途の合計：400㎡]
----------------------	----------------------

- (3) 2号用途が500㎡、3号用途が400㎡、共用部分が200㎡の場合
合計が1,000㎡以上のため、5号に該当します。

2号用途 [用途の合計：500㎡]	3号用途 [用途の合計：400㎡]	
		[共用部分：200㎡]

- (4) 2号用途が100㎡、各号以外の用途が500㎡、共用部分が300㎡の場合
2号用途の部分のみでは対象となりませんが、共用部分を2号用途が共用するため、合計が400㎡となり2号に該当します。ただし、2号用途が共用部分を共用しないことが明らかな部分（対象施設が1階にある場合の上階への階段部分等）は含みません。

2号用途 [用途の合計：100㎡]	各号以外の用途 [用途の合計：500㎡]	
		[共用部分：300㎡]

■ 図9：異なる2以上の用途に供する建築物の例

■ 第11条～第14条（出口、廊下、階段等の構造）関係

（屋外への出口等の構造）

第11条 建築物の利用者（学校における児童又は生徒、病院における患者、劇場における客その他の当該建築物の主たる用途の利用者をいう。以下この節において同じ。）用の屋外への主要な出口（第39条第1項の規定に該当する出口を除く。）のうち1以上の出口の幅は、90センチメートル以上としなければならない。

2 前項に規定する出口と道路又は建築物の周囲の広い空地（以下この項において「道路等」という。）との間の利用者の通行の用に供する部分に高低差がある場合は、当該出口から道路等に通ずる幅1.2メートル（階段に併設するときは、90センチメートル）以上で、かつ、こう配12分の1（16センチメートル未満の高低差については設けるときは、8分の1）以下の傾斜路を設けなければならない。

（居室の出入口の幅）

第12条 利用者用の居室の出入口のうち1以上の出入口の幅は、90センチメートル以上としなければならない。

（廊下の構造）

第13条 廊下の構造は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 幅は、1.2メートル（床面積の合計が200平方メートル以内の利用者用でない室に通ずる専用のものについては、90センチメートル）以上とすること。ただし、第20条、第28条第1項及び第42条第4項並びに政令第119条の規定により1.2メートルを超える数値以上としなければならないものについては、これらの規定の定めるところによること。

(2) こう配は、12分の1以下とすること。

(3) 段を設けないこと。ただし、幅90センチメートル以上で、かつ、こう配12分の1以下の傾斜路を併設した場合は、この限りでない。

(直通階段の構造)

第14条 避難階又は地上に通ずる利用者用の直通階段の構造は、回り段を設けないものとしなければならない。

【趣旨】

本各条は、高齢者や障害者を含む全ての人々が円滑に避難することを目的として、特殊建築物の出口や廊下、階段等の構造について定めたものである。

【解説】

1. 「幅」について

出入口や廊下、傾斜路等における「幅」については、有効空間の幅をいい、“戸の引き残し”や“見込み”、“突出したレバーハンドル”、“手すり”、“排水溝”等は含めないうで計測します。また、「1以上」の選択においては、通常施設を利用する際に使用頻度の高い場所を優先し整備してください。

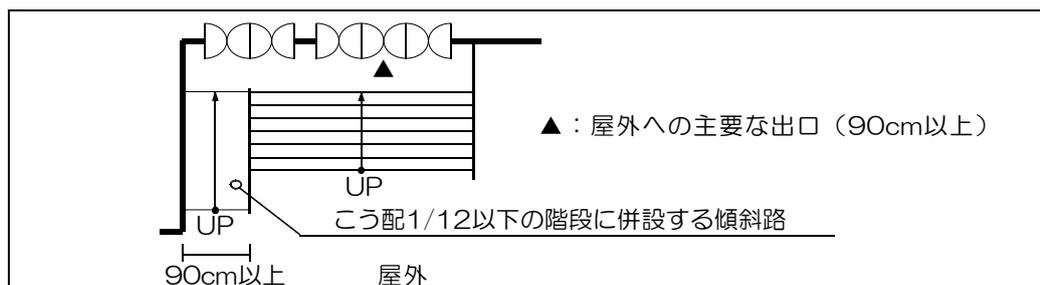
なお、用途、規模に応じて第20条及び神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成7年条例第5号）の適用を受ける場合がありますのでご注意ください。

2. 「利用者用の屋外への主要な出口」について（第11条第1項）

「利用者用の屋外への主要な出口」とは、利用者が通常利用する出口をいいますが、特に障害者等のために専用の出入口を設けた場合は、その出入口を「利用者用の屋外への主要な出口」とみなすことができます。

3. 「階段に併設する傾斜路」について（第11条第2項）

「階段に併設する傾斜路」の規定を例示すると、次のとおりです。



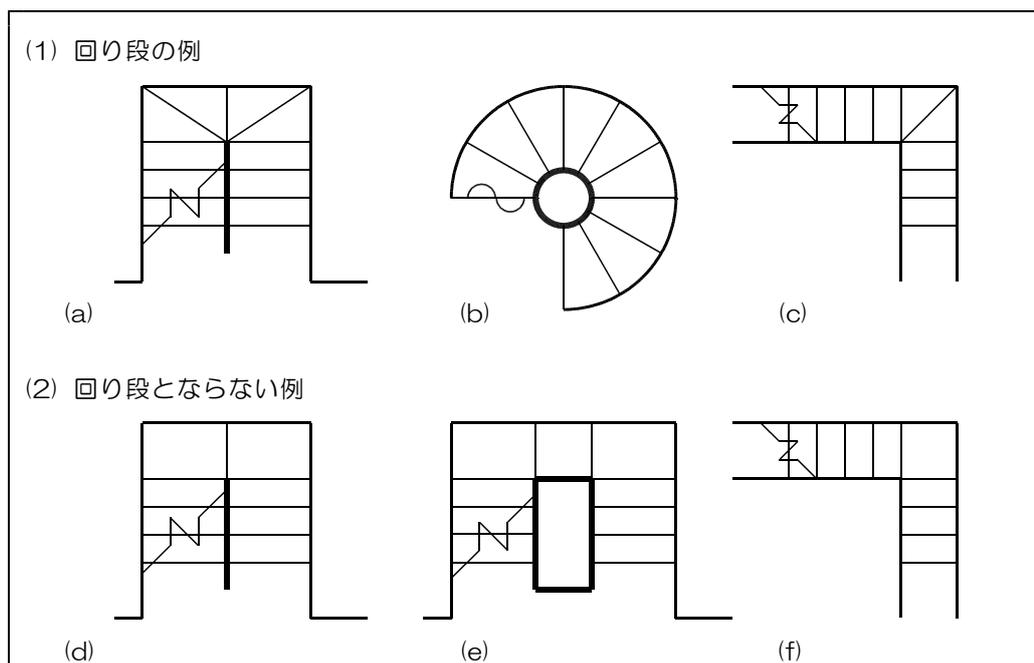
■図10：階段に併設する傾斜路の例

4. 「室に通じる専用のもの」について（第13条第1号）

「室に通じる専用のもの」とは、非居室を含めた「室」に通じる通り抜けをしていない廊下をいいます。

5. 「回り段」について（第14条）

「回り段」とは、らせん階段等の階段をいい、踏み面が“正方形”又は“長方形”とならない階段をいいます。この規定は、屋内や屋外を問わず適用されます。



■図11：回り段の例

■第15条（制限の緩和）関係

（制限の緩和）

第15条 この節の規定は、市長が建築物の規模、構造、設備又は配置により安全上及び避難上支障がないと認めて許可したものについては、適用しない。

【趣旨】

本条は、この節の規定を適用しない許可の範囲について定めたものである。